

(別紙)

事務手続一覧

種別	区分	提出書類 (○印は必須, △印は該当者のみ)		一般組合員資格喪失届書 〔整理番号3-5〕	短期組合員退職届書 〔整理番号3-4〕	組合員証等	資格喪失証明書 交付申出書〔別添〕
一般	退職者(注1) (定年退職, 再任用制度によるフルタイム勤務職員の退職, 老齢厚生年金受給権を有する者の退職, 自己都合退職等)	旧所属所から提出	○	—	△ (注3)	△ (注2)	
	他の公務員共済組合への転出者 (例)市立〇〇小学校→〇〇大学教育学部附属小学校(国共済) 市立〇〇中学校→△△町教委学校教育課(市町村共済) 県立〇〇高等学校→〇〇県知事部局〇〇課(地共済)		○	—	△ (注3)	△ (注2)	
	公立学校共済組合の他支部への転出者 (県外交流又は退職した上で他県の公立学校等の教職員として採用された者)		○	—	△ (注3)	△ (注2)	
短期	退職者 (他の公務員共済組合への転出者及び他支部への転出者含む。)		—	○	△ (注3)	△ (注2)	

※ 一般組合員で鹿児島市, 指宿市, 出水市, 霧島市, 鹿屋市の各教育委員会への異動(派遣)については, 各市立高等学校籍の公立学校共済組合員(市費支弁組合員)として取り扱いますので, 旧所属所での手続は不要です。

※ 一般組合員資格喪失時の長期給付(年金)関係の手続についても, 原則として, 一般組合員資格喪失届書〔整理番号3-5〕の提出に基づき行います。なお, 老齢厚生年金の受給権が発生している者(主にフルタイム再任用職員で年度末時点の年齢が64歳・65歳の方)には, 2月以降, 長期給付(年金)担当者から当該手続の詳細を個別に文書で案内する予定です。

- (注1) 退職後, 引き続き再任用制度によるフルタイム勤務職員となり, 一般組合員資格が継続する者は除く。
(注2) 資格を喪失後, 資格喪失証明書が必要となる場合は, 別添「資格喪失証明書交付申出書」により当共済組合へ申し出ること。
(注3) 組合員証等とは, 組合員証のほか組合員被扶養者証, 限度額適用認定証, 高齢受給者証, 特定疾病療養受療証, 資格確認書をいう。
退職後, 当共済組合の任意継続組合員制度へ加入する者は, 必ず退職時の所属所へ退職前に使用していた組合員証等を返納すること。他の公務員共済組合への転出者及び公立学校共済組合の他支部への転出者の場合は, 次の資格取得手続に備えてコピーを取った上で返納すること。
また, 各種資格喪失届出用紙に資格確認書を添付する際は, 組合員証等返納確認欄「その他」に枚数を記入すること。
なお, 資格情報のお知らせについては, 返納の必要はないので組合員自身で適切に廃棄すること。

退職後の国民年金の手続

退職後, 引き続き社会保険(厚生年金・健康保険)に加入して働く方以外で, 20歳以上60歳未満の方(20歳以上60歳未満の被扶養配偶者を含む。)については国民年金の加入手続が必要です。

対象者	動向	国民年金の種別	手続先
組合員	配偶者(65歳未満の厚生年金被保険者)の被扶養者になる	第3号被保険者	配偶者の勤務先
上記以外の組合員・被扶養配偶者	無職・自営業・社会保険(厚生年金・健康保険)の適用のない就労等	第1号被保険者	お住まいの市区町村の国民年金担当窓口

※ 国民年金の任意加入・免除申請等については, お住まいの市区町村の国民年金担当窓口または最寄りの年金事務所(日本年金機構)にお尋ねください。